

第1部 事業所税の課税のしくみ

事業所税は、①事業所等^{注(1)}の床面積を対象とする資産割と②従業者の給与総額を対象とする従業者割とがあります。

それぞれの課税のしくみの概要は、下表のとおりです。

課税区分	資産割	従業者割
課税対象	事業所等で行われる事業	
納税義務者	事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所床面積	従業者給与総額 ^{注(2)}
税率	1m ² につき600円	100分の0.25
申告納付期限	法人・事業年度 ^{注(3)} 終了後2か月以内（延長制度はありません） 個人・翌年の3月15日まで	
免税点制度	23区内の合計事業所床面積 ^{注(4)} が1,000m ² 以下の場合は、課税になります。 (申告は800m ² 超から必要です。)	23区内の合計従業者数が100人以下の場合は、課税なりません。 (申告は80人超から必要です。)
	※免税点の判定は、資産割、従業者割それぞれについて行います。判定の基準日は課税標準の算定期間（法人の場合は事業年度、個人の場合は原則として1月1日から12月31日までの期間）の末日時点です。	

1 課税対象

課税対象は、事業所等において行われる事業です。

(法 701 の 32①)

2 納税義務者

納税義務者は、23区内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

(法 701 の 32①)

注(1) 事業所等とは、事務所又は事業所をいい、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。

(法 701 の 31①-5、取通(市) 第1章第1節6(1)、取通(市) 第9章3(3))

注(2) 従業者給与総額とは、事業所等の従業者（役員を含む。）に対して支払われた、又は支払われるべき俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額です。

(法 701 の 31①-5)

注(3) 事業年度とは、法人の事業税における事業年度（法 72 の 13）をいいます。したがって、事業所税における事業年度は、法人の事業税の事業年度（合併解散等によるみなし事業年度を含む。）と一致します。

(法 701 の 31①-7)

事業所税には延長制度がありませんので、事業年度終了後2か月以内が申告納付期限となります。

(法 701 の 46①)

注(4) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積（共用床面積を含む各階床面積の合計）をいいます。

(法 701 の 31①-4、令 56 の 16)

納税義務者の判定にあたっては、次の点に留意してください。

(1) 人格のない社団等

人格のない社団等^注は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。

(法 701 の 32③)

(2) 共同事業

共同事業を行う場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定し、申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。

(法 10 の 2①、令 56 の 51①、令 56 の 75①)

免税点判定の詳しい内容は、P. 13 「5 免税点 (2) 共同事業に係る免税点判定」を参照してください。

(3) 特殊関係者を有する場合のみなし共同事業

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者を有していて、その事業者（特殊関係者を有する者）の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。

この場合、特殊関係者を有する者の課税標準は、当該特殊関係者の事業を合算せず各々単独に算定しますが、免税点の判定は、当該特殊関係者の事業を合算して行います。

(法 701 の 32②、法 10 の 2①、令 56 の 51②、令 56 の 75②)

特殊関係者及び免税点の判定等について、詳しくは、P. 19 「9のみなし共同事業」を参照してください。

(4) 実質課税

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っていると認められる場合、当該他の者が納税義務者となります。

(法 701 の 33)

注 人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。
(法 701 の 32③)

(5) 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納稅義務者となります。
(取通(市)第9章3(4)ア)

したがって、貸ビル等の貸主は、当該貸付部分（空室部分を含む。）については納稅義務者となりません。

ただし、貸ビル等の貸主がビルの管理を行っている場合、ビルの管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は当該貸主が納稅義務者となります。

(6) 清算中の法人

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲内において納稅義務者となります。
(取通(市)第9章3(4)ア)

3 課税標準

免税点を超える事業者の方は課税標準を算定します（免税点については、P.12「5免税点」を参照してください。）。

(1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間^{注(1)}の末日における23区内に所在する各事業所等（事務所・店舗・工場・倉庫等）の合計事業所床面積です。

（法701の31①-2、法701の40①）

ただし、課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止^{注(2)}した場合の課税標準は、月割計算により算定します。
(法701の40②)

この場合の具体的算定方法は「エ」（P.9参照）のとおりです。

ア 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積をいい（法701の31①-4、令56の16）、その算定にあたっては、事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として計算します（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます。）。

なお、この場合における事業所用家屋とは、家屋^{注(3)}の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。
(法701の31①-6)

注(1) 課税標準の算定期間とは、法人にあっては事業年度、個人にあっては1月1日から12月31日までの期間（ただし、事業の開始又は廃止の際には、開始又は廃止の日を基準とします。）をいいます。
(法701の34⑥、法701の31①-7、8)

注(2) 事業所等の新設又は廃止とは、一の事業所等の単位で判定するものであり、その全体についての新設又は廃止の場合をいいます。したがって、一の事業所等の事業所床面積の変動（増加又は減少）の場合、課税標準の算定の例外である月割計算をすることなく、原則どおり課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が課税標準となります。なお、同一建物内に事務所、店舗、倉庫等を複数設けている場合、それらを全てあわせて、一の事業所等とします。

注(3) 家屋とは、固定資産税における家屋（法341-3）をいいます。
(法701の31①-6)

したがって、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登記されるべき建物（登記の有無は問いません。）をいいます。

イ 共用計算

2以上の中事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（共用部分^注）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます。

(令 56 の 16)

$$\left[\text{当該事業者の事業所床面積} \right] = \left[\text{当該事業者の専用部分の床面積} \right] + \left[\text{共用部分の床面積} \right] \times \frac{\left[\text{当該事業者の専用部分の床面積} \right]}{\left[\text{専用部分の床面積の合計} \right]}$$

設例 共用部分の計算

1棟の床面積		7,200 m ²
内 訳	専 用 部 分	
	A 社 (4~6F)	3,000 m ²
	B 店 (2, 3F)	2,000 m ²
	住 宅 (1F)	1,000 m ²
共用部分 (廊下・階段・P.H.)		1,200 m ²



この場合におけるA社及びB店の事業所床面積は、次のとおりです。

共用部分
1,200 m²

$$\left[\text{A社の事業所床面積} \right] = 3,000 \text{m}^2 + (1,200 \text{m}^2 \times \frac{3,000 \text{m}^2}{3,000 \text{m}^2 + 2,000 \text{m}^2 + 1,000 \text{m}^2}) = 3,600 \text{m}^2$$

$$\left[\text{B店の事業所床面積} \right] = 2,000 \text{m}^2 + (1,200 \text{m}^2 \times \frac{2,000 \text{m}^2}{3,000 \text{m}^2 + 2,000 \text{m}^2 + 1,000 \text{m}^2}) = 2,400 \text{m}^2$$

ウ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の課税標準の算定

新規設立、解散、半年決算の法人等で算定期間の月数が12月に満たない場合の課税標準の算定は、次の算式により求めます。

(法 701 の 40①)

$$\left[\text{算定期間の末日現在の事業所床面積} \right] \times \frac{\text{(算定期間の月数)}}{12}$$

この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

(法 701 の 40③)

注 専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

共用部分とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、上記専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。

エ 課税標準の算定期間の中途で事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

月割計算の具体的な算定方法は、次の設例のとおりです。

月割計算における月数とは、事業所等を新設したものにあっては、新設の日^注の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数、事業所等を廃止したものにあっては、算定期間の開始する日の属する月から廃止の日^注の属する月までの月数をいいます。

ただし、算定期間の開始日に新設された事業所等は、中途新設とはなりません。

(法 701 の 40②-1,2)

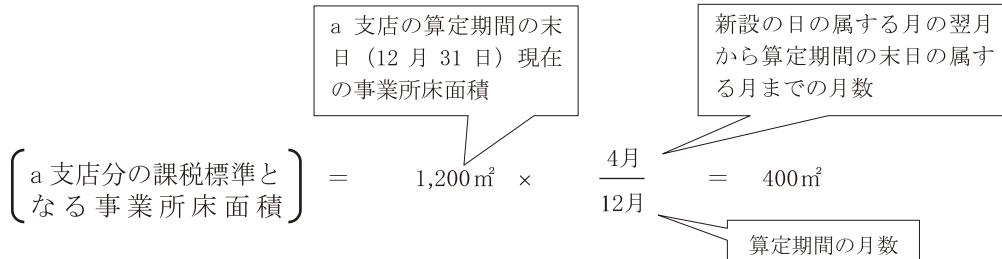
なお、免税点の判定を行う場合には、事業所床面積の月割計算は行わず、算定期間の末日の現況により判定します（免税点の判定については P. 12 「5 免税点」を参照してください。）。

設 例 課税標準の計算（新設・廃止）

① 課税標準の算定期間の中途で支店・営業所等の事業所等を新設した場合

(例) A社（年1回12月31日決算）は、事業年度中途の8月25日にa支店（1,200 m²）を新設しました。

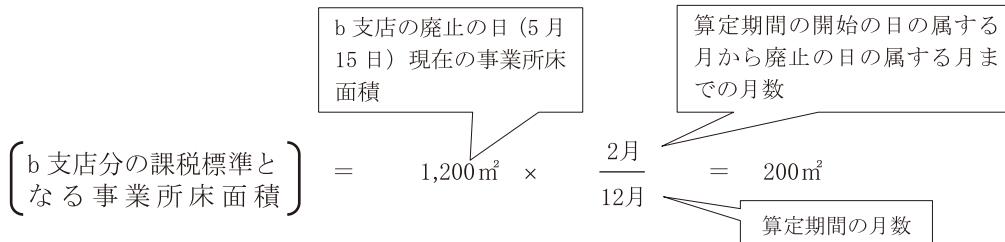
(説明) 新設した事業所等は、月割で計算します。



② 課税標準の算定期間の中途で支店・営業所等の事業所等を廃止した場合

(例) B社（年1回3月31日決算）は、事業年度中途の5月15日にb支店（1,200 m²）を廃止しました。なお、B社は算定期間の末日現在、23区内の合計事業所床面積が免税点（1,000 m²）を超えてています。

(説明) 廃止した事業所等は、月割で計算します。



注 事業所等の新設の日・廃止の日は、営業開始日（オープンの日）・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借期間の開始日・終了日となります。

③ 12月に満たない課税標準算定期間の中途で支店・営業所等の事業所等を廃止した場合

(例) C社は決算期を1月31日から12月31日に変更し、変更後最初の事業年度(2月1日から12月31日まで)の中途の9月25日にc支店(1,200m²)を廃止しました。

(説明) 上記ウによる算定期間の月数計算と、エによる月割計算とをあわせて行います。

$$\left[\text{c支店分の課税標準となる事業所床面積} \right] = 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{11\text{月}}{12\text{月}} \times \frac{8\text{月}}{11\text{月}} = 800 \text{ m}^2$$

オ 同一事業所等の床面積に変更があった場合

同一事業所等の床面積に変更があった場合は、月割計算は行わず、算定期間末日の事業所床面積で課税標準を算定します。

具体的な算定方法は、次の設例のとおりです。

設例 課税標準の計算（床面積の増加・減少）

① 課税標準の算定期間の中途で同一事業所等の床面積が増加した場合

(例) D社(年1回3月31日決算)は、貸ビルに入っているd支店(800m²)について事業年度中途の12月1日より借り増し(300m²)を行い、さらに、2月1日より別フロアに営業所(400m²)を借り増しました。

(説明) この場合における課税標準となる事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日(3月31日)における事業所床面積である1,500m²となります。

② 課税標準の算定期間の中途で同一事業所等の床面積が減少した場合

(例) E社(年1回12月31日決算)は、貸ビルに入っているe支店(1,100m²)について事業年度中途の7月31日に一部の契約を解除し、800m²としました。

なお、E社は算定期間の末日現在、23区内の合計事業所床面積が免税点(1,000m²)を超えていました。

(説明) この場合におけるe支店の課税標準となる事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日(12月31日)における事業所床面積である800m²となります。

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、23 区内の事業所等において、課税標準の算定期間に中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。 (法 701 の 31①-3、法 701 の 40①)

ア 従業者給与総額

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間に中に従業者に対して支払われた又は支払われるべき給与等^{注(1)}の総額をいいます。(法 701 の 31①-5、取通（市）第 9 章 3(6)イ)

なお、従業者には、一般の従業者のほか役員、臨時従業者、出向者等も含まれます (P. 14~15 (注) を参照してください。)。

イ 従業者給与総額の範囲

従業者給与総額における給与とは、所得税法上の給与と意義を同じくするものです。

(ア) 従業者給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等が含まれます。

(イ) 従業者給与総額に含まれないもの

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

ウ 従業者給与総額の算定上の留意事項

(ア) 高齢者及び障害者（いずれも役員除く）

高齢者（年齢 65 歳以上の者^{注(2)}）及び障害者^{注(3)}については、従業者から除かれます。したがって、これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与等の額を除いて行います。 (法 701 の 31①-5)

(イ) 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者^{注(4)}がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を除いて行います。

(法 701 の 31①-5)

注(1) 支払われるべき給与等とは、課税標準の算定期間に支払い義務が確定した給与等をいい、未払金として損金経理されたものは、原則としてその算定期間の従業者給与総額に含めます。

注(2) 高齢者に該当することとなる年齢について、法人の申告者にあっては平成 25 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度分、個人にあっては平成 24 年分までの申告について経過措置があります。P.33 掲載の表「従業者割の非課税及び雇用改善助成対象者の控除対象となる年齢の経過措置について」をご覧ください。

注(3) 障害者とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。 (令 56 の 17)

注(4) 雇用改善助成対象者とは、年齢が 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させるための訓練を受けた者等をいいます。なお、適用年齢に関して、注(2)と同様の経過措置があります。

(令 56 の 17 の 2、規 24 の 2)

(ウ) 高齢者等の判定

高齢者、障害者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によります。 (法 701 の 31②)

なお、給与等が支払われるときの現況とは、従業者の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の現況をいいます。

したがって、高齢者等に該当することとなる従業者について、その従業者に支払われた給与等のうち、当該期間以降の給与等の額を控除して課税標準を算定します。

例えば、7月16日から8月15日までの期間の給与を8月25日に支給する法人の場合には、8月15日現在において、高齢者等に該当していれば、8月25日以降に支給される給与等の額が控除対象となります (P. 71 Q10 を参照)。

4 税 率

資 産 割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円です。

従 業 者 割 従業者給与総額の 100 分の 0.25 です。

(法 701 の 42)

5 免 稅 点

資 産 割 23 区内の合計事業所床面積が 1,000 平方メートル以下である場合には課税になりません。

従 業 者 割 23 区内の合計従業者数が 100 人以下である場合には課税なりません。

(法 701 の 43①)

なお、免税点以下であっても次の①～③のいずれかに該当する場合は申告が必要です (P. 44 「3 免税点以下申告書の記載要領」 参照)。

- ① 前事業年度又は前年の個人に係る課税期間において事業所税の納税義務を有していた場合
- ② 課税標準の算定期間の末日現在において 23 区内に所在する事業所等の合計事業所床面積が 800 平方メートルを超える場合
- ③ 課税標準の算定期間の末日現在において 23 区内に所在する事業所等の合計従業者数が 80 人を超える場合

(法 701 の 46③、法 701 の 47③、条 188 の 17④、条規 17 の 4)

(1) 免税点の判定

免税点の判定は課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行います。
(法 701 の 43③)

この場合、資産割にあっては非課税部分の床面積を、従業者割にあっては非課税に係る従業者数を除いて行います。

設例 免税点の判定

A社 $\left\{ \begin{array}{l} \text{事業所床面積} \quad 1,500 \text{ m}^2 \\ \text{(非課税部分 } 300 \text{ m}^2 \text{ を含む。)} \\ \text{従業者数} \quad 70 \text{ 人} \end{array} \right\}$ の免税点の判定は、次のとおりとなります。

資産割	$1,500 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2 = 1,200 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$
従業者割	$70 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$

資産割については免税点を超えてるので、資産割のみ課税となります。

(2) 共同事業に係る免税点判定

共同事業を行う場合、各共同事業者の免税点判定は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は数となります。

(令 56 の 75①)

(3) みなし共同事業に係る免税点判定

共同事業とみなされた事業に該当する事業所等については、各共同事業者の単独の事業として、特殊関係者を有する者の事業に係る事業所床面積又は従業者数に、特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して、免税点の判定を行います。

(令 56 の 75②)

詳しくは P. 19 「9 みなし共同事業」 を参照してください。

(4) 免税点判定上の留意事項

ア 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合

課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

したがって、資産割の課税標準の算定と異なり事業所床面積の月割計算は行いません（P. 69 Q2 及び P. 70 Q4 を参照）。

イ 従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

(法 701 の 43④)

$$\text{従業者数} = \frac{\text{(算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数)}}{\text{(課税標準の算定期間の月数)}}$$

なお、従業者数に著しい変動がある事業所等とは、一の事業所等の単位で、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の 2 倍を超える事業所等です（P. 74 Q14 を参照）。
(令 56 の 73)

ウ 特殊な勤務形態の従業者

特殊な勤務形態にある従業者の免税点の判定は、事業者との雇用関係を考慮のうえ、実態に応じ、次表のとおり取り扱います。

〈表〉

従業者		免税点の判定	課税標準
出向 (注1)	出向元が給与を支払う。	出向元の従業者に含める。	出向元の従業者給与総額に含める。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う。 (注2)	出向先の従業者に含める。	出向先の従業者給与総額に含める。
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社(注3) の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
パートタイマー(注4)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含める。
役員 (注5)	役員及び使用人兼務役員 (注6) (高齢者を含む)	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	無給の役員	従業者に含めない。	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
	非常勤の役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
休職中の従業者		算定期間中、給与等が一度でも支払われている場合は、従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
中途退職者		従業者に含めない。	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める。
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める。	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。
外国または課税区域外への派遣・長期出張(注7)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
派遣法に基づく派遣労働者(注8)		派遣元の従業者に含める。	派遣元の従業者給与総額に含める。
常時船舶の乗組員		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。

(注1)「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

(注2)「出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う」とは、出向先の会社が支払う経営指導料等が、法人税法上給与として取り扱われる場合をいいます。 (法人税基本通達9-2-45)

(注3)「主たる給与等を支払う会社」とは、(注2)の法人税法上給与として取り扱われる金額を含めたうえで、出向従業者に対する給与等に係る負担額がより多い会社をいいます。

(注4) 「パートタイマー」とは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものをいいます。

また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されているもの」とは、就業規則等で定められた1日の所定労働時間（就業規則等に勤務時間の規定がない場合には、免税点判定日における実勤務時間）が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満であるものをいい、免税点の判定における従業者の範囲から除きます。

例えば、正規従業者の1日の所定労働時間が8時間の場合には、1日の所定労働時間が6時間未満の従業者は相当短時間の勤務をするものとなります。

(注5) 役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。

(法人税法2-15、法人税法施行令7、法人税基本通達9-2-1)

(注6) 役員及び使用人兼務役員について、課税区域内と課税区域外の事業所等を兼務する場合は、その役員及び使用人兼務役員の勤務すべき場所は兼務に係るそれぞれの事業所等であると考えられますので、免税点の判定上はそれぞれに含まれることになります。

また、課税標準については、役員報酬は本社の従業者給与総額に含めますが、使用人兼務役員の使用人としての給与は、勤務地の従業者給与総額に含めます。

(注7) この場合の「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

なお、海外への出張の場合、出張者の給与が所得税の対象外であれば従業者給与総額には含めません。

(注8) 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

なお、課税区域外へ派遣されている場合は、免税点の判定には含めず、その期間中に支払われた給与についても従業者給与総額から除きます（P.73 Q13を参照）。

6 非課税

(1) 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者的人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあり、その範囲は「非課税対象施設一覧表」(P. 60~61 参照) のとおりです。なお、用途非課税については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は非課税対象となりません。

(2) 非課税の適用

ア 非課税の判定

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。 (法 701 の 34⑥)

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。 (取通(市) 第 9 章 3 (5) ウ)

イ 公益法人等^{注(1)}が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合

公益法人等が行う収益事業以外の事業は非課税となります。このとき、同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合で、事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額を算定する際に、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。

(令 56 の 23)

ウ 非課税規定^{注(2)}の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。 (令 56 の 49)

注(1) 公益法人等とは、法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、認可地縁団体、法人である政党等並びに特定非営利活動法人を含みます。）又は人格のない社団等をいいます。 (法 701 の 34②)

注(2) この非課税規定とは、法第 701 条の 34 第 3 項又は第 5 項をいいます。

7 課税標準の特例

(1) 課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。

具体的には、「課税標準の特例対象施設一覧表」(P. 65~66 参照) の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

なお、課税標準の特例については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は特例対象となりません。

(2) 課税標準の特例の適用

ア 課税標準の特例の判定

課税標準の特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。 (法 701 の 41③)

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。(取通(市)第9章3(7)イ)
イ 特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。 (令 56 の 67)

ウ 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

「課税標準の特例対象施設一覧表」に掲げた課税標準の特例規定のうち 2 以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。 (令 56 の 71)

適用順位	適用条項
1	法第 701 条の 41 第 1 項 (「課税標準の特例対象施設一覧表」の 1 番から 19 番)
2	法第 701 条の 41 第 2 項 (「課税標準の特例対象施設一覧表」の 20 番)

- ※ 適用順位 1 の規定を適用後の課税標準について、適用順位 2 の規定が適用されます。
- ※ 法第 701 条の 41 第 1 項の表各号の重複適用は行いません。

8 減 免

(1) 減免の範囲

本都においては、知事において必要があると認められる者に限り減免措置を講じています。
(条 188 の 23①)

具体的には、「減免対象施設一覧表」(P. 67~68 参照)に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、減免割合及び税率を乗じて得た税額が減免されます。

なお、減免については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は減免対象となりません。

(2) 減免の適用

ア 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の判定を行います。

イ 減免対象となる事業所床面積及び従業者給与総額

事業所ごとに、減免適用割合を乗じて減免対象となる事業所床面積及び従業者給与総額を算出します。

なお、算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合は、上記で算出した減免事業所床面積を、月割計算します。

ウ 減免規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

減免規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

(3) 減免の申請について

ア 減免の申請

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに「事業所税減免申請書」(P. 46 参照)の提出をすることが必要です。

この場合、減免を受けようとする事由を証する書類を添付します。(条 188 の 23②③)

イ 初めて減免の適用を受ける施設の申告納付

初めて申請を行う施設については、減免申請額を含めて申告納付します。

ウ 減免の適用を受けた施設の次回以降の申告納付

既に減免の適用を受けた施設で、引き続き当該減免事由、面積等に異動がない場合は、減免額を差し引いて申告納付することができます(申請書の提出は必要です。)。

一方、既に減免の適用を受けた施設であっても、減免事由、面積等に異動がある場合は、減免額を差し引いて申告納付することができません。上記イと同様に取扱います。

9 みなし共同事業

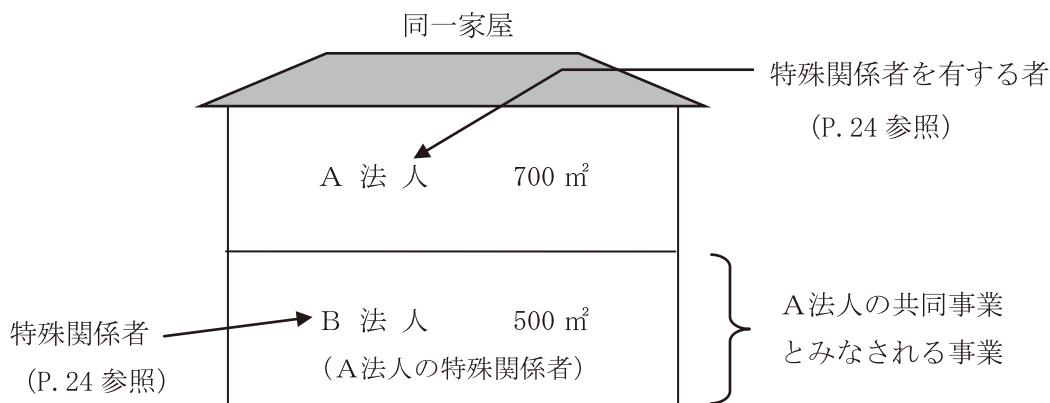
(1) みなし共同事業とは

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者（詳しくは、P. 24 を参照してください。）を有していて、その事業者（特殊関係者を有する者）の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帶して納税義務を負う制度です。

（法 701 の 32②、取通(市) 9 章三(4) ウ）

また、事業を分割して別法人で行う場合のように、事業の経営形態が異なることで税負担に不均衡が生じないよう特殊関係者を有する者について、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行うなどの特別の規定が設けられています。

（資産割の免税点の判定と課税標準の計算方法例）



① 免税点の判定 (P. 21 参照)

A法人の免税点の判定は、

$700\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 = 1,200\text{ m}^2$ となり、免税点 (1,000 m²) を超えることになります。

* 免税点の判定は、非課税に係る事業所床面積を除いて行います。

② 課税標準の算定 (P. 21 参照)

A法人の課税標準は、700 m²となります。

なお、税額は $700\text{ m}^2 \times 600\text{ 円/m}^2 = 420,000\text{ 円}$ となります。

(2) みなし共同事業の適用

同族会社等の特殊関係者を有する場合において、当該特殊関係者の行う事業が同一家屋で行われている場合（当該事業がその特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。）は、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。

みなし共同事業に係る特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、個人にあっては個人に係る課税期間の末日、法人にあっては事業年度の末日の現況により行います。 (法 701 の 32②、令 56 の 21②⑤)

ア 同族会社

「同族会社」とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等（その会社が自己的株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額又は出資を有する場合におけるその会社となります。なお、上記の「株式数等による判定」のほか、「議決権の数による判定」又は「社員の数による判定」により同族会社に該当する場合もあります。

(法人税法2-10、同法施行令4②③)

イ 同一家屋

「同一家屋で行われている場合」とは、特殊関係者と特殊関係者を有する者又はその特殊関係者を有する者の他の特殊関係者の行う事業が同一家屋内で行われていることをいいます。

「同一家屋」とは、原則として同一棟をいい、別棟の建物は同一家屋とはしません。

ウ みなし共同事業の除外要件

「意思を通じて行われているものでなく」とは、同一家屋において事業を行うことについて、特殊関係者と特殊関係者を有する者との間に何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合をいいます。具体的には、都市再開発事業等の公共事業の施行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居することになる例があります。特殊関係者を有する者と特殊関係者が同一家屋において事業を行う場合は、原則として、意思を通じて行われているものと考えられます。

「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合」とは、みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合とを比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合をいいます。

(3) 免税点の判定

特殊関係者を有する者の免税点の判定は、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとして、当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業に係る他の事業所床面積又は従業者数とを合算して行います。 (令 56 の 75②)

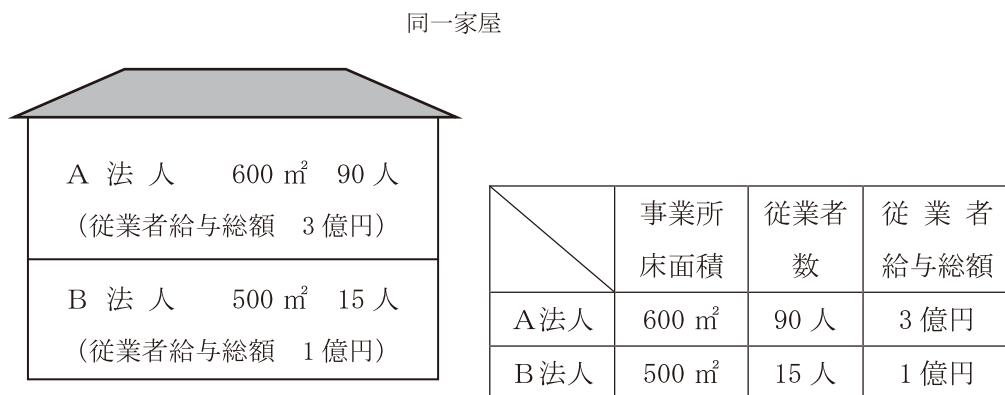
免税点の詳しい内容は、P. 12 「5 免税点」 を参照してください。

(4) 課税標準の算定

共同事業とみなされる事業に係る課税標準の算定は、特殊関係者が単独で事業を行うとみなされますので、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者とともに、その共同事業について、損益分配の割合を乗じることはせず、自己の事業のみに係る課税標準を算定します。 (令 56 の 51②)

課税標準の詳しい内容は、P. 7 「3 課税標準」 を参照してください。

【例 1】同一家屋にのみ事業所がある場合（他に事業所がない場合）



①B 法人の事業が、A 法人の「みなし共同事業」に該当する場合

（A 法人が「特殊関係者を有する者」、B 法人が「特殊関係者」に該当するとき）

判定対象者 (特殊関係者を 有する者)	特殊関係者	区分	免 税 点 の 判 定	課税標準
A 法人	B 法人	資 産 割	$600 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	600 m ²
		従業者割	90 人 + (15 人) = 105 人	3 億円
B 法人	—	資 産 割	$500 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	—
		従業者割	15 人 ≤ 100 人	—

* 資産割と従業者割について、A 法人のみ免税点を超えます。

②A 法人、B 法人の事業が、相互に「みなし共同事業」に該当する場合

（A 法人、B 法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき）

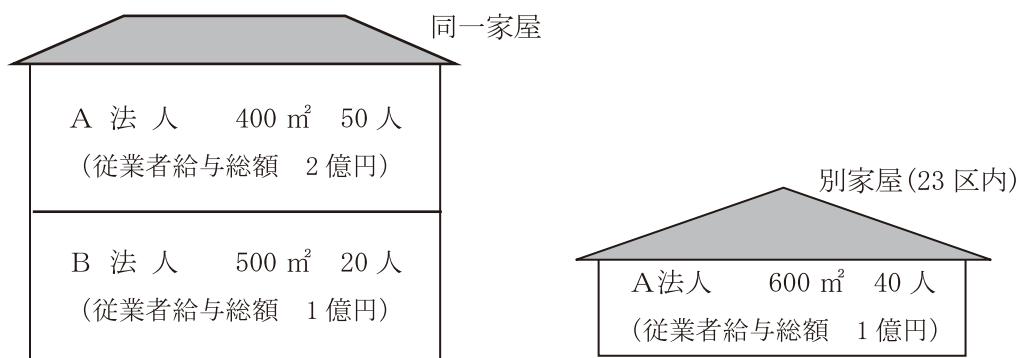
判定対象者 (特殊関係者を 有する者)	特殊関係者	区分	免 税 点 の 判 定	課税標準
A 法人	B 法人	資 産 割	$600 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	600 m ²
		従業者割	90 人 + (15 人) = 105 人	3 億円
B 法人	A 法人	資 産 割	$500 \text{ m}^2 + (600 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	500 m ²
		従業者割	15 人 + (90 人) = 105 人	1 億円

* 資産割と従業者割について、A 法人と B 法人ともに免税点を超えます。

【例2】同一家屋以外に事業所がある場合

A法人、B法人の事業が相互に「みなし共同事業」に該当する場合

(A法人、B法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき)



		事業所床面積	従業者数	従業者給与総額
同一家屋	A 法人	400 m ²	50 人	2 億円
	B 法人	500 m ²	20 人	1 億円
別家屋	A 法人	600 m ²	40 人	1 億円



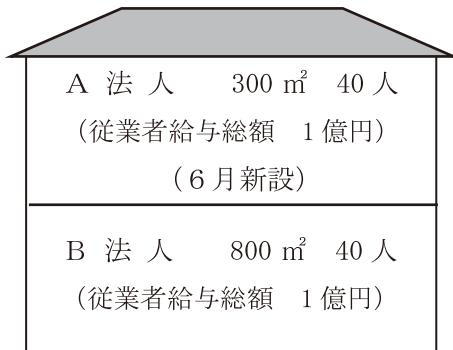
判定対象者 (特殊関係者を 有する者)	特殊関係者	区分	免 税 点 の 判 定		課税標準
A 法 人	B 法 人	資 産 割	$400 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,500 \text{ m}^2$	1,000 m ²	
		従業者割	50 人 + 40 人 + (20 人) = 110 人	3 億円	
B 法 人	A 法 人	資 産 割	$500 \text{ m}^2 + (400 \text{ m}^2) = 900 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	—	
		従業者割	20 人 + (50 人) = 70 人 ≤ 100 人	—	

* 資産割と従業者割について、A法人のみ免税点を超えます。

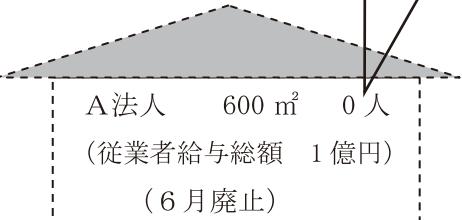
【例3】事業年度中途に、特殊関係者の事業所の存する家屋内に事業所を移転した結果、「みなし共同事業」に該当することとなった場合

(A法人(12/31決算)が「特殊関係者を有する者」、B法人が「特殊関係者」に該当するとき)

同一家屋(23区内)



別家屋(23区内)



		事業所床面積	従業者数	従業者給与総額
同一家屋	A法人	300 m ²	40人	1億円
	B法人	800 m ²	40人	1億円
別家屋	A法人	600 m ²	0人	1億円



判定対象者 (特殊関係者を 有する者)	特殊関係者	区分	免 税 点 の 判 定	課税標準
A法人	B法人	資産割	$300\text{m}^2 + 800\text{m}^2 = 1,100\text{m}^2$	450m^2*
		従業者割	$40\text{人} + 40\text{人} = 80\text{人} \leq 100\text{人}$	—
B法人	—	資産割	$800\text{m}^2 \leq 1,000\text{m}^2$	—
		従業者割	$40\text{人} \leq 100\text{人}$	—

* A法人の資産割のみ免税点を超えます。

※ 課税標準の計算 : $(300\text{m}^2 \times 6/12) + (600\text{m}^2 \times 6/12) = 450\text{m}^2$

(5) 「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」

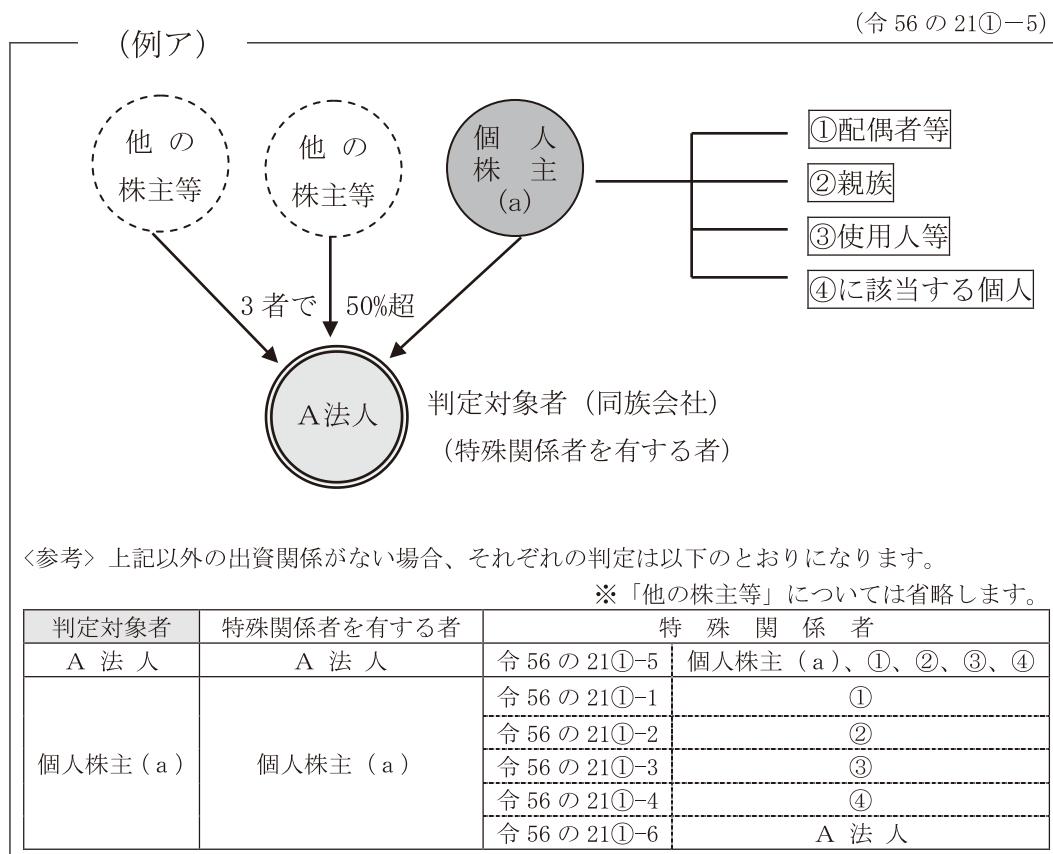
親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社^注で政令で定めるものを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

注 法人税法施行規則別表2「同族会社等の判定に関する明細書」で判定した場合においては、特定同族会社又は同族会社に該当します。

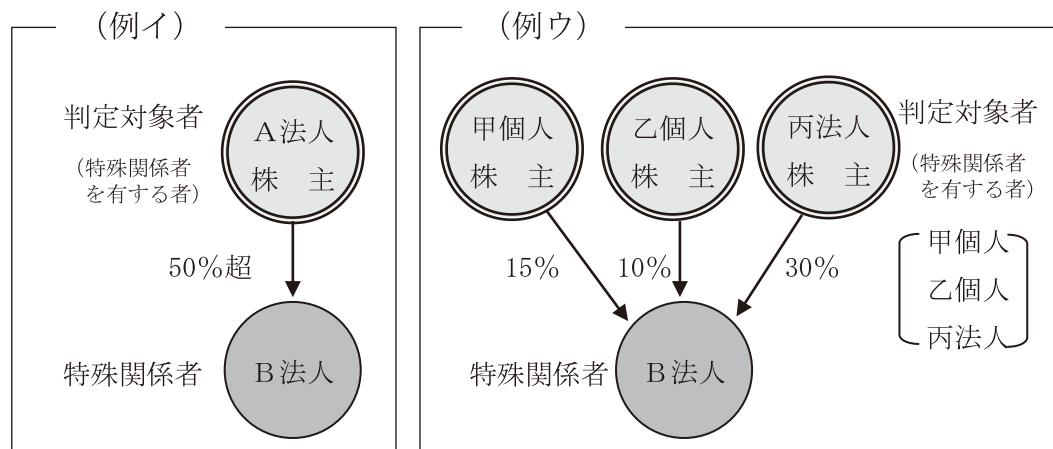
「特殊関係者」の範囲は、以下の区分の①から⑦までのいずれかに該当する者とされています（なお表中の「判定対象者」とは、「特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」をいいます。）。（令 56 の 21①）

区分（法令）		特殊関係者		例
①	令 56 の 21①－1	個人	判定対象者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹	
②	令 56 の 21①－2	個人	①に掲げる者以外の判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
③	令 56 の 21①－3	個人	①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
④	令 56 の 21①－4	個人	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除く。）及びその者と①～③の一に該当する関係がある個人	
⑤	令 56 の 21①－5	個人	判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④の一に該当する関係がある個人	ア
⑥	令 56 の 21①－6	法人	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社	イ ウ
⑦	令 56 の 21①－7	法人	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社 ※条文で、判定対象者（X）が同族会社である場合において、「その判定の基礎となった株主又は社員（a）（これらの者（a）と①～④までに該当する関係がある個人（b）及びこれらの者（a 及び b）を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（c）を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（Y）」を特殊関係者としていますので、判定対象者（X）にとって、上記 a、b 及び c の全部又は一部のみを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（Y）が特殊関係者となることになります。	エ オ カ

- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員である個人(下記図の(a)) 及びその者と前記①から④までの一に該当する関係がある個人



- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社 (令 56 の 21①-6)

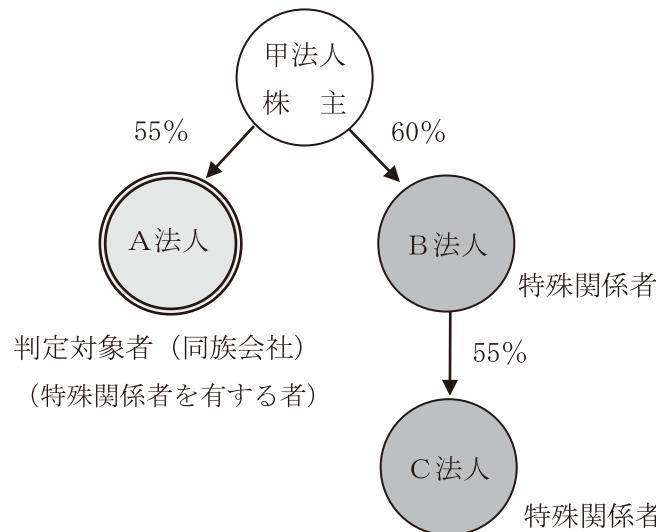


<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判 定 対 象 者		特殊関係者を有する者	特 殊 関 係 者	
例イ	A 法 人	A 法 人	令 56 の 21①-6	B 法 人
	B 法 人	—	—	—
例ウ	甲個人	甲個人	令 56 の 21①-6	B 法 人
	乙個人	乙個人		
	丙法人	丙法人		
	B 法 人	B 法 人	令 56 の 21①-5	甲個人、乙個人

⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員(これらの者と前記①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。) の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社^注 (令 56 の 21①-7)

(例エ)



(令 56 の 21①-7 かつこ書 後段適用)

<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有するもの→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲法人を判定の基礎として同族会社 (甲法人のみで株式の 50%超を保有) に該当する会社

特殊関係者→C法人

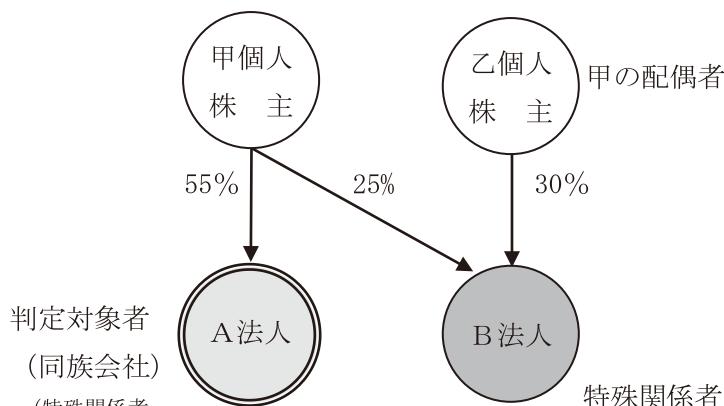
甲法人を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社 (B法人) を判定の基礎として同族会社 (B法人のみで株式の 50%超を保有) に該当する会社
(令第 56 条の 21 第 1 項第 7 号かつこ書による)

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特 殊 関 係 者	
A 法 人	A 法 人	令 56 の 21①-7	B 法 人、C 法 人
B 法 人	B 法 人	令 56 の 21①-6	C 法 人
C 法 人	—	令 56 の 21①-7	A 法 人
甲 法 人	甲 法 人	令 56 の 21①-6	A 法 人、B 法 人

注 「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主等を他の同族会社の判定の基礎となる者とするとき、その株主等が他の同族会社の株式の 50%超を保有していることをいいます。

(例才)



(令 56 の 21①-7 かつこ書 前段適用)

<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人及び甲個人の配偶者
(P. 25 の表中①に該当する関係)である乙個人を判定の基礎として同族会社(甲、
乙で株式の 50%超を保有)に該当する会社

特殊関係者→甲個人 (令 56 の 21①-5 該当)

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である個人

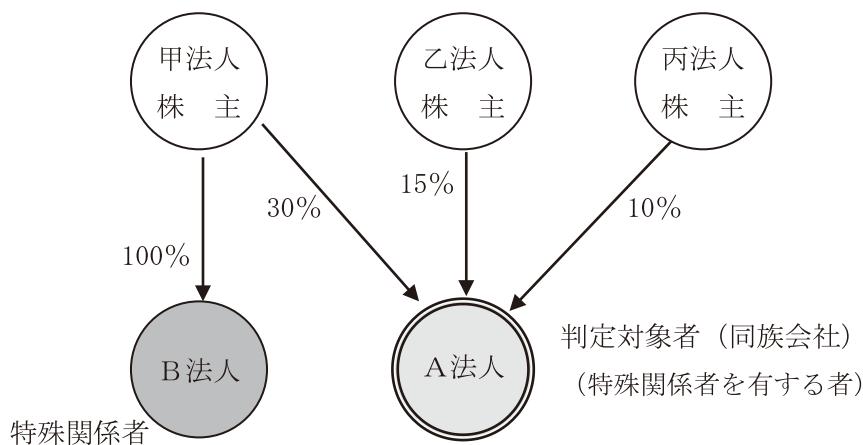
特殊関係者→乙個人 (令 56 の 21①-5 該当)

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人の配偶者

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特 殊 関 係 者	
A 法 人	A 法 人	令 56 の 21①-5	甲個人、乙個人
		令 56 の 21①-7	B 法 人
B 法 人	B 法 人	令 56 の 21①-5	甲個人、乙個人
		令 56 の 21①-7	A 法 人
甲 個 人	甲 個 人	令 56 の 21①-1	乙 個 人
		令 56 の 21①-6	A 法人、B 法人
乙 個 人	乙 個 人	令 56 の 21①-1	甲 個 人
		令 56 の 21①-6	B 法人

(例カ) 一方のみ特殊関係者となる場合



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主（甲法人・乙法人・丙法人）の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人のみで株式の50%超を保有）に該当する会社

* B法人を判定対象者としたときは、B法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲法人のみでは同族会社（甲法人のみで株式の50%超を保有）に該当する他の会社がないため、特殊関係者は存在しません。（P. 27(注)参照）

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特 殊 関 係 者	
A 法 人	A 法 人	令 56 の 21①-7	B 法 人
B 法 人	—	—	—
甲 法 人	甲 法 人	令 56 の 21①-6	A 法 人、B 法 人
乙 法 人	乙 法 人	令 56 の 21①-6	—
丙 法 人	丙 法 人	—	A 法 人